

営業時間短縮要請協力金の申請手続きについて

第3期

「**県独自の緊急事態宣言**」延長に伴う飲食店等時短営業要請
 令和3年**9月13日**（月）～**9月30日**（木）までの協力金です。

対象施設	食品衛生法の許可を受け、ガイドラインを遵守している町内の飲食店 <small>※持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）、イートインスペースがあるスーパーやコンビニ等の小売店は対象外となります。</small>
要請の内容	◎ 午後8時以降の店舗内での飲食の提供は行わない。 ◎ <u>酒類の提供は午後7時まで。</u>
要請の期間	令和3年9月13日(月)～ 9月30日(木)まで
協力金の額 <small>（各店舗によって異なります。）</small>	1店舗1日あたり 25,000円～75,000円 <small>（例1）前年または前々年の9月の一日あたりの飲食業売上高が、83,333円以下の場合、25,000円。 （例2）前年または前々年の9月の一日あたりの飲食業売上高が、83,333円を超える場合は、その金額×0.3。ただし、上限75,000円。</small>
申請受付期間	10月1日（金）から 10月29日（金）まで
申請に必要なもの <small>※④～⑧は前回提出したものと変更がない場合は省略できます。</small>	<ol style="list-style-type: none"> ① 支給申請書兼請求書 [様式1] と誓約書 [様式2] ② 対象期間に時間短縮営業を行ったことが確認できるもの <small>（例：お店に貼ったチラシなどの写真や、告知したホームページなどのコピー）</small> <small>（※注1）午後8時まで営業短縮することと、酒類提供は午後7時までの両方を記載する必要があります。</small> <small>（※注2）時間短縮営業を行った日（いつからいつまで）を記載する必要があります。</small> ③ 前年又は前々年の9月の売上がわかるもの（帳簿など） ④ 申請書兼請求書に記載する振込口座が確認できる通帳のコピーなど <small>（銀行・支店・預金種別・口座番号・名義（カタカナ部分）がわかるように。）</small> ⑤ 営業の実態が確認できる書類（直近1期分の確定申告書の写しなど） <small>（令和3年1月以降に開業した場合は、開業届けまたは法人設立届けの写し）</small> ⑥ 食品衛生法に基づく営業許可書の写し ⑦ お店の外観写真（店舗名がわかるように）と内観写真（飲食スペース：テーブルやイスがわかるように）。 ⑧ 新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート
申請方法	「門川町役場まちづくり推進課」へ郵送、または窓口へ直接提出をお願いします。

申請先/
お問い合わせ

〒889-0696 門川町平城東1-1 門川町まちづくり推進課商工観光係
 ☎ 0982-63-1140 mail : syoukoukankou@town.kadogawa.lg.jp